

平成24年度の流山市市民参加条例の運用  
に関する評価及び改善について（答申）

平成25年9月

流山市市民参加推進委員会

## 1 はじめに

流山市市民参加条例（以下「市民参加条例」という。）は、流山市自治基本条例第16条に基づき、市民等の市政への参加（以下「市民参加」という。）の手続き等を定め、市民参加を保障するための条例として、平成24年6月に制定され、同年10月より施行された。

本流山市市民参加推進委員会（以下「市民参加推進委員会」という。）は、市民参加条例を推進するため、市民参加条例第23条の規定に基づき設置され、平成25年3月に市長から市民参加をより一層推進していくため、平成24年度の市民参加条例の運用に関する評価及び改善についての諮問を受けた。

本市民参加推進委員会は、諮問に基づき、市民参加条例の運用に関する評価を検討するにあたり、評価項目と評価基準を示した評価シートを作成した。

実際の評価の過程では、関係部署からの資料だけでなく、対象事業についてのヒアリングを行い、市民参加条例の運用の評価及び改善について次のとおり意見をまとめた。

## 2 平成24年度の市民参加条例の運用に関する評価について

市民参加条例施行後に対象となった各事業の運用に関する評価については、市民参加の方法、市民参加の実施時期及び実施期間等5項目からなる評価シートを基に関係部署とヒアリングを行い、運用に関する評価を行った。

その結果、各事業の運用方法は、市民参加条例の規定に基づいて運用されており、概ね適切であると評価する。

また、評価シート「⑥その他」において、各事業の市民参加条例の運用に対する意見・要望を列挙した。評価シートについては、市民参加条例を運用するにあたり、担当部署のみならず、市として今後の参考にしていただきたい。（各事業の評価シートは、付属資料1のとおり）

なお、平成24年度に対象となった事業の各評価項目の総評については、次のとおり。

### （1）市民参加の方法

市民参加の方法として、2つ以上、市民の関心が高い事業については、3つの方法を選択していることは、市民参加条例の規定を満たしており、概ね適切であると判断する。

また、事業によっては、複数の市民参加の方法以外に、関係事業者への事前説明会、施設利用者等へのアンケートを実施し、広く市民等の意見を求めたことは、評価する。

ただし、担当部署がなぜその市民参加の方法を選択したのかについての理由が不明確であった。

### （2）市民参加の実施時期及び実施期間

市民参加の実施時期、期間については、市民参加条例の規定に基づき、概ね適切に行っていると判断する。

事業によっては、パブリックコメント期間と意見交換会などの開催を同時期に実施する場合、意見交換会によって事業に対する意識を高め、パブ

リックコメント期間中の意見提出を促進する効果が得られると考える。

ただし、市民の関心の高い事業については、パブリックコメントの意見募集期間、意見交換会等の回数について、市民参加を推進する上で検討をする必要がある。

### （３）参加しやすい工夫

対象事業の市民参加方法を広報紙やホームページを利用して市民へ告知し、意見交換会等を開催したことは、概ね適切であると判断する。

意見交換会においては、複数の会場での実施、子育て中の方が参加できるよう託児所を設置するなど、より多くの市民が参加できるよう配慮したことは評価する。

ただし、パブリックコメントでの意見提出状況や意見交換会への出席状況を判断すると、直接事業に係る諸団体、施設を利用する市民等に重点をおいた意見聴取ができるような工夫を検討すべきである。

### （４）事業の内容や市民参加の仕組みに対する市民等への情報提供

広報紙やホームページを利用し、当該事業の情報を提供しようとする姿勢は、概ね適切と評価するが、専門的な事業については、市民に分かりにくい表現（専門用語や行政用語）が多く、はたして事業内容や市民参加の仕組みが市民に伝わっているか疑問がある。

市民参加の際に対象事業の名称や内容が分かりづらい場合には、事業名称を工夫するとともに、具体的に当該事業が市民にどのような影響を及ぼすか等を市民に分かりやすく情報提供する必要があるにある。

### （５）意見の取扱い

審議会、意見交換会や公聴会での意見、質疑等に対し丁寧に対応し、その内容について、ホームページで公表していることは、概ね適切であると評価する。

パブリックコメントにおける意見の取扱いにおいて、市民の関心の高い事業に多くの意見が提出され、その意見に対する対応については評価する。

ただし、パブリックコメントでの意見提出がなかった事業については、

その理由を検証する必要がある。

市民参加条例で規定されている参加方法以外に、事業関係団体への事前説明会、施設利用者へのアンケート調査等を実施するなど、市民の意見を積極的に取り入れようとする姿勢は評価する。

### 3 市民参加条例の運用の改善について

市民参加の方法は、市民参加条例第6条に規定されている方法を事業内容等に応じて選択するよう定められている。本市民参加推進委員会でヒアリングした各事業の市民参加の方法については、市民参加条例に基づき複数選択し実施されてはいるものの、その選択の妥当性に疑問が残る。

事業によっては、担当部署だけではなく関連する部署との連携を図り可能な限りの選択肢を持ち実施することも必要である。

また、今後の事業によっては市民参加条例第6条第1項第6号の規定に基づき、さらに効果的な方法を工夫することも考えられたい。

市民参加の方法には、それぞれ特性があるため、より多くの意見を聴取できるよう政策等の形成段階や事業内容、関係する事業対象者等を検証した上で選択されたい。

選択した市民参加の手法（パブリックコメント、意見交換会等の日程等）を市民等へ周知する方法として、主に広報紙やホームページを利用しているが、そのほかの手段として、当該事業に直接関係する市民、諸団体等に向けて分かりやすく周知するよう工夫されたい。

なお、広報紙等以外の方法として、ツイッター、フェイスブック等の電子媒体の他、紙媒体での周知（ポスター掲示、自治会等への回覧等）も検討されたい。

条例の長々しい名称やBCPのように、タイトルを見ただけでは事業内容の理解が難しいような例が見られた。事業内容の情報提供時の事業名や表題については、事業名をみて内容を理解できる略称や、市民目線での表現を用いるなどし、正式名称の他にわかりやすい副題をつける等の工夫をされたい。

市民等が情報を収集する方法として、インターネットを利用したものが

多いが、インターネットを利用しない人に向けて、その他の方法も検討すべきである。

市民参加の各方法の運用について、次の点について改善・工夫をされたい。

#### 【審議会について】

審議会は、専門的な事業に対する各種専門的知見に基づいた意見聴取の場である。そのため、必要に応じて、審議委員への事前説明及び事前の意見聴取は有効な手段であり、今後も引き続き実施されたい。

なお、審議会の審議において対極軸の両論意見がでた場合は、パブリックコメントだけに偏らずに、他の市民参加の方法の導入も検討すべきである。

#### 【パブリックコメントについて】

多くの市民から意見を聴取する方法として、パブリックコメントは有効な方法である。

対象事業に関する情報提供については、市民生活に具体的にどのような影響があるかなどを市民に分かりやすく関心を持ってもらえるようにするため工夫が必要である。

また、その事業の意見聴取のポイントを示すことが必要である。

意見提出期間は、市民参加条例第11条第2項により「公表日から30日以上」と規定されている。単に提出期間を長く設定することが意見の増加につながるとは限らないが、意見提出期間を延長することや、並行して他の市民参加の方法（意見交換会等）を実施すること、意見募集期間中のPRなどを検討することによって、より多くの意見を聴取する工夫が必要である。

パブリックコメントへの回答については、各担当部署とも丁寧に行って

いるように感じられるが、パブリックコメント結果がホームページにしか掲載されないため、市役所、出張所、公民館等で閲覧できるような工夫が必要である。さらに、閲覧できることを広報紙やポスターによって周知することが望ましい。

政策形成の段階によってはパブリックコメント以外の市民参加の方法が適切な場合もある。従って、多様な市民参加の方法のうち、市民の意見が聴取しやすい方法を選択するよう努めることが重要である。

#### 【意見交換会】

意見交換会は、市と市民等が相互に直接議論でき、論点を整理することができる方法である。そのため、意見交換会等の開催については、市民等が参加しやすい環境（日程、場所、託児等）づくりを進めるべきである。また、事業内容によっては、他の市民参加の方法（パブリックコメント等）との並行実施も検討されたい。

意見交換会等の進行については、参加した市民等から意見を引き出すための工夫を検討されたい。

#### 【公聴会】

公述人が十分意見を述べることができるよう発言時間に配慮されたい。

## 4 今後に向けて

流山市では市民参加条例が施行される以前から、市民参加の手法であるパブリックコメント、意見交換会、審議会等の開催などについては、個別に要綱等を定め運用されていた。市民参加条例が施行されてから1年になろうとしており、市民参加に関して市職員の努力が見られるが、運用実績を見る限り、まだ不十分な点も多く見られる。

今後の課題として、市民に市民参加の方法を周知するだけでなく、市職員が市民参加の理念を深く理解し、市民参加の必要性について自覚することが必要であり、そのための学習の機会を設けることを検討されたい。

本市民参加推進委員会としては、市が、本条例の基本原則、市の責務を十分認識し、検証と改善の視点に立ち条例を運用することにより、市民自治のまちづくりがさらに推進されることを望むものである。

流山市市民参加推進委員会

委員長 井 原 久 光

副委員長 吉 永 明 弘

今 村 文 希

上 平 慶 一

梅 谷 秀 治

国府田 誠

野 路 丞 一

山 中 有 紀

山 梨 美代子

和 田 登志子

